

平成21年度 知的財産政策関係概算要求の概要

平成20年8月
特許庁

平成21年度概算要求額1,228億円
(平成20年度予算額1,228億円【対前年度比0.0%減】)

「知的財産立国」の実現に向け、知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2008」に沿って、以下の施策を中心に、知的財産政策を強力に推進していく。

- ・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現
- ・グローバルな権利取得の促進と模倣品対策の強化
- ・地域・中小企業の知的財産活用に対する支援
- ・イノベーションの促進及び知的創造サイクル活性化のための環境整備

・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現

「審査順番待ち期間」を平成 25 年に 11 ヶ月に短縮するための施策を総合的に実施し、最終的には審査順番待ち期間ゼロを目指す。

【636.5 億円(654.1 億円)】

< 主要施策 >

1. 先行技術調査外注の強化 **203.5 億円(188.7 億円)**

特許審査に必要な先行技術調査(文献検索)について、民間能力の活用を強化するため、登録調査機関の増大を図りつつ、外注件数の拡大(本年度:約 23.1 万件 平成 22 年度の目標:約 24 万件)及び内容の充実(審査効率の高い、審査官と検索実施者間での「対話型」報告の拡大)を行う。

2. 業務・システムの最適化 **15.3 億円(61.0 億円)**

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、外部ユーザーへの情報提供の飛躍的向上、レガシーシステムからの脱却(ホストコンピュータからサーバーシステムへの移行)、審査・審判の迅速化を可能とする基盤システムを構築する(平成 23 年度までの計画。設計・開発スケジュールの遅れによる国庫債務負担行為の延長(5 6 年、総額に変更なし)等に伴い、平成 21 年度要求は一時的に減少。)

3. 新検索システムの開発(シームレスな検索環境の整備)

9.5 億円(7.0 億円)

世界最高水準の迅速かつ的確な審査を実現するため環境整備として特許庁新検索システムの開発を進める。開発にあたっては、大学・企業等のイノベーション促進にも資するように可能な限りオープンな形を採用し、特許情報とグローバルに存在している技術情報をシームレスに(継ぎ目なく)検索できる環境を整備する。平成 21 年度は開発に向けたシステム検証作業等を行う。

4. 早期審査制度の拡充 **0.9 億円(0.5 億円)**

特許庁において現在実施している「早期審査制度」を更に拡充し、「スーパー早期審査(2 週間~1 ヶ月程度で審査着手)」を始めとして、審査迅速化のプロセスを多様化することにより、出願人の様々なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を進める。

・グローバルな権利取得の促進と模倣品対策の強化

産業界と連携して、知的財産制度の国際調和と海外での権利取得の迅速化・利便性向上を目指すとともに、模倣品侵害が深刻化するアジア等での知的財産保護に向けた支援を強化する。 【26.6億円(26.6億円)】

1. 知的財産制度の国際調和と協力の推進 11.3億円(11.3億円)

各国政府との交渉やW I P O (世界知的所有権機関)での議論を通じて知的財産制度の国際調和を進めるほか、外国知的財産庁とのサーチ・審査結果の相互利用等を推進することにより、我が国企業のグローバルな権利取得を支援する。

「特許審査ハイウェイ」¹の対象拡大に向けた取組の推進
我が国をはじめとする先進国間での国際的な制度調和の推進
途上国に対する審査協力の推進、審査体制構築の支援

2. アジア等での知的財産保護と模倣品対策の強化 15.3億円(15.4億円)

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」²の早期の実現を目指すとともに、関係省庁・産業界と連携しつつ、途上国知的財産関係者の能力向上支援、海外進出企業に対する相談事業・情報提供、国内における模倣品対策キャンペーン等の施策を充実・強化する。

< 主要施策 >

発展途上国の知財庁職員、取締機関等の能力向上支援 7.4億円(7.4億円)

アジアを中心とする途上国の知的財産庁職員、取締機関(税関、警察)の職員等を年間約200名招聘し、知的財産保護に関する専門知識・技術向上のための研修を実施する。

アジア進出企業に対する相談事業・情報提供 6.2億円(6.2億円)

現地法律事務所のほか、進出企業OBを活用して、被害企業の相談に応ずるとともに、模倣品の流通監視や現地の法制度に係る情報提供を強化する。

模倣品対策キャンペーンの実施 1.7億円(1.7億円)

模倣品の撲滅と知的財産保護の重要性に対する消費者の理解が深まるよう、関係省庁等による活動と連携して、TV、雑誌等を組み合わせた全国的なキャンペーンを実施する。

¹ 第1庁で特許になった出願について、出願人の申請に基づき、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする仕組み。平成20年1月から米国特許商標庁と、平成19年4月から韓国特許庁とそれぞれ本格実施開始。平成19年7月から英国特許庁と、平成20年3月から独国特許庁と、平成20年7月からデンマーク特許庁との間で試行開始。

² 平成17年のグレンイーグルズ・サミットにおいて日本が提唱。昨年10月に関係国と集中的な議論を開始することを発表し、本年の北海道洞爺湖サミットにおいて年内妥結に向け議論を加速することで一致したところ。

・地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

知的財産面から地域経済の活性化に貢献するため、地域知財戦略本部が中心となって、中小企業の権利取得等を総合的に支援する。 【31.7億円(31.6億円)】

< 主要施策 >

1. 相談・コンサルティング事業

企業訪問型の相談事業・全国における説明会等 9.6億円(10.6億円)

地方において窓口に出向くことができない中小企業を対象に弁理士等の知的財産専門家が中小企業を直接訪問する企業訪問型の相談・指導事業及び初心者、実務者向けの知的財産権制度説明会等を全国で実施する。

地域中小企業知的財産戦略支援事業 3.5億円(新規)

地域中小企業に対して一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、知的財産コンサルティング事業を実施する都道府県等中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成を行う。また、中小企業が知的財産を戦略的に活用し、知的財産経営を実現するための体制整備を支援する。

2. 出願支援事業

無料の先行技術(特許)調査支援事業 6.4億円(6.4億円)

中小企業・個人の特許出願について、出願人の依頼に応じて、調査事業者が先行技術調査を実施し、審査請求の判断材料を提供する。

特許の外国出願助成 2.2億円(1.4億円)

地域中小企業においても、経済のグローバル化に対応し国内のみならず海外においても特許権を取得することが、国際的な事業展開や模倣品等知的財産権侵害品に対応する上で益々必要となっている。このため、戦略的に外国出願を行おうとする地域中小企業の海外展開を支援するための事業を実施する都道府県等中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成を行う。

3. 地域知的財産戦略推進事業

地域における戦略的な知財施策の展開 6.9億円(6.6億円)

地方経済産業局毎に設置された「地域知的財産戦略本部」において、地方公共団体とも連携したセミナー開催等を実施する。

・イノベーションの促進及び知的創造サイクル活性化のための環境整備

迅速な情報提供、人材育成、産業界における知的財産戦略の高度化に向けた取組への働きかけ等を通じて、創造・保護・活用からなる知的創造サイクル活性化のための環境整備を行う。 【139.5億円(142.3億円)】

1. 知的財産権情報の提供とオープン・イノベーション促進の環境整備

133.5億円(136.6億円)³

(独)工業所有権情報・研修館と連携して、「知的財産立国」の実現に不可欠な基盤的取組である情報提供を強化すると共に、大学・研究機関等におけるイノベーションの促進のための環境整備を行う。

複数の大学・研究機関が連携する「研究開発コンソーシアム」を対象に、知的財産の専門家「知財プロデューサー」を派遣し、コンソーシアムにおける研究開発戦略や特許戦略の策定等を支援する。

「特許電子図書館(IPDL)」について、より高度な先行技術の調査に資するため、検索機能の向上を図る。

産業界、大学等の知財関係者に対し、審査官の有するノウハウを伝授する研修を行い、そのサーチ能力の向上を図る。

2. シームレスな検索環境の整備(再掲) 9.5億円(7.0億円)

大学・企業等のイノベーション促進にも資するように可能な限りオープンな形の検索システムを構築し、特許情報とグローバルに存在している技術情報をシームレスに(継ぎ目なく)検索できる環境を整備する。

3. 知的財産戦略情報の提供 0.2億円(新規)

企業等が自社の知的財産戦略の策定・検証等に利用するための、自社の出願件数や審査実績等の詳細な情報を加工・抽出・経年比較することが可能な自己分析用データ等を提供する。

³ (独)工業所有権情報・研修館に対する交付金。